

点検評価表(外郭団体)

I 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団体名	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター		
所在地	静岡市葵区常磐町3丁目3番9号	設立年月日	昭和56年10月29日
代表者	理事長 森川 進	県所管課	健康福祉部 衛生課
設立に係る根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3		
団体の沿革	昭和56年10月29日に「財団法人静岡県環境衛生営業指導センター」として設立。平成13年1月6日に名称を「財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」に変更し、さらに平成25年4月1日に「公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」となり、現在に至っている。		
運営する施設	静岡県生衛会館(自己所有)		
団体ホームページ	https://www.seiei-shizuoka.org		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県生活衛生同業組合14団体	3,000	54.5
静岡県	2,500	45.5
基本財産(資本金)計	5,500	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	3
うち県OB	1	うち県OB	1
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	17	非常勤職員	-
役員計	18	職員計	3

II 点検評価(団体の必要性)

1 団体の設立目的(定款)

この法人は、静岡県における生活衛生関係営業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。)の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

生活衛生関係営業者に対する指導・相談、標準営業約款に関する営業者の登録、生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集・提供等の団体の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興により、衛生水準の維持・向上を図ることは、公衆衛生上、極めて重要であって、かつ、利用者や消費者の利益に適うものであり、現在の社会経済状況においても事業実施の重要性が認められる。また、生衛業は経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、新型コロナウイルス感染症の鎮静化後も経営環境は厳しい状況が続いており、当法人の必要性はより一層高まっている。
行政施策と団体活動との関係(役割分担)	生衛業者に対し密接かつ専門的な知識を有する当法人による各種事業を通じて、生衛業者を経営の健全化や生衛業振興の面から指導・支援し、衛生水準の維持向上を図っている。事業の実施にあたっては、県(衛生課、各保健所)、(公財)全国生活衛生営業指導センター等と連携して実施している。
民間企業や他の団体との関係(役割分担)	経営の健全化及び振興の点から実施する生衛業者の衛生水準の維持・向上に関する事業を直接的、体系的に指導・支援できる団体は他にない。事業の実施にあたっては、当センターの専門性を補完する役割として、(株)日本政策金融公庫、(一社)静岡県中小企業診断士協会等と連携して実施している。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R5 決算	R6 予算
県補助	生活衛生関係営業衛生確保等指導事業	経営指導員3名を配置して、生活衛生営業者に対する相談指導事業等を実施。	22,608	23,342
県補助	生活衛生関係営業対策事業	12生衛同業組合の活動費助成、営業者向け各種研修事業、外部評価による効果検証を実施。	11,000	11,000
県補助	公衆衛生活動事業	融資制度の周知、普及、経営指導員等の研修、センター事業の広報事業を実施。	490	490
県委託	生活衛生営業指導業務委託	保健所の監視指導を補完するため、県の委託により、営業施設の構造設備・衛生管理に関する巡回相談、技術指導を実施。	683	683
その他委託	景気動向調査事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、景気動向調査を実施。	304	700
その他委託	経営状況調査等事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、平成24年度から企業の経営状況調査等を実施。	1,484	900
その他委託	標準営業約款登録事業	標準営業約款登録制度の運営と普及。	91	116
その他委託	クリーニング師等研修事業	クリーニング業法に基づき、県の指定を受けて全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会の運営の一部を受託して実施。	952	985
合 計			37,612	38,216

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	R3	R4	R5	評価	
生活衛生関係営業施設数(件)	20,275	20,245	20,175	A	20,300 (R6)
	20,245	20,175	20,336		
生活衛生営業に対する相談指導件数(件)	300	474	417	A	450 (R6)
	431	417	429		
営業指導員による指導業務の実施状況(件)	1,850	1,850	1,850	A	1,850 (R6)
	1,894	1,877	1,857		
標準営業約款登録事業店舗合計数(件)	1,262	931	916	B	900 (R6)
	931	916	907		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>生活衛生営業施設は減少傾向にあるが、県民生活に不可欠なサービスを提供する重要な役割を果たし社会資本の一つである。</p> <p>生衛業者の経営の健全化や衛生水準の維持向上、消費者等の利益擁護を推進するためには、適切な支援を着実に進めていく必要がある。新型コロナウイルス感染症により生衛業者は深刻なダメージを受けたため、各種制度の丁寧な説明や融資等の相談需要に対して政策金融公庫等と連携し適切な支援体制を整えた。</p>	○	<p>県からの補助・委託事業については、計画の段階から県と連携を図り、適正に執行している。生活衛生業者に対する相談指導事業や後継者育成支援事業の実施を通じ、生活衛生関係営業の振興・発展に寄与している。</p> <p>令和5年度の相談指導件数は、インボイス制度の開始やコロナ関連融資の返済開始など生衛関係者の環境変化等もあり、令和4年度からやや増加し429件となった。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>生活衛生営業指導センターは生衛法第57条の3第1項による指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の衛生施設の維持・改善向上及び経営の健全化についての相談・指導、生衛業の利用者又は消費者からの苦情を処理し、当該苦情の営業者及び組合を指導し、標準営業約款の登録、生衛業に関する講習会、講演会等を開催し、又はその斡旋を行い、生衛業に関する情報又は資料を収集し提供するなどの事業(主に補助事業)を行なっている。</p> <p>県民の日常生活に密接に関係する生衛業者の各事業は公衆衛生上重要であり、利用者や消費者の利益に適うものである。</p> <p>このため、当センターは公益性が高く、その事業の必要性は高いと判断する。</p>	○	<p>生活衛生関係営業は地域住民の生活に密着した業界で、生衛業者は経営基盤の脆弱な中小零細業者が多く、経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るための支援を行う団体として、不可欠である。</p> <p>また、本財団の業務は公益性が高く、民間での業務の実施は非常に困難であり、必要性は高いと判断する。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
外部評価委員会での事業効果の測定も踏まえた事業の見直し	○	○

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価(経営の健全性)

1 財務状況

(単位:千円)

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	評価	備考(特別な要因)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	301	1,058	-6,728	B	建物大規模修繕・減価償却による減
	経常損益 (a+b-e-f)	301	1,058	-6,728	B	建物大規模修繕・減価償却による減
	公益目的事業会計	-10	-265	-3,812	/	
	収益事業等会計	28	317	-2,916	/	
	法人会計	283	1,006	-	/	
	剰余金	15,963	18,645	19,919	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	主な増減理由等	R6 予算	
資産の状況	資産	137,461	136,917	129,428		-
	流動資産	21,258	22,242	22,375		-
	固定資産	116,203	114,675	107,053	建物大規模修繕・減価償却による減	-
	負債	6,862	5,260	4,498		-
	流動負債	5,295	3,598	2,456		-
	固定負債	1,567	1,662	2,042		-
	正味財産/純資産	130,599	131,657	124,930		-
	基本財産/資本金	5,500	5,500	5,500		-
	剰余金等	15,963	18,645	19,919		-
	運用財産	109,136	107,512	99,511	建物大規模修繕・減価償却による減	-
収支の状況	事業収益 (a)	46,467	45,309	45,798		44,245
	うち県支出額	34,534	35,154	34,781		35,364
	(県支出額/事業収益)	(74.3%)	(77.6%)	(75.9%)		(79.9%)
	事業外収益 (b)	50	295	94		66
	うち基本財産運用益	1	-	-		-
	特別収益 (c)	-	-	-		-
	うち基本金取崩額	-	-	-		-
	収入計 (d=a+b+c)	46,517	45,604	45,892		44,311
	事業費用 (e)	46,216	44,546	52,620	建物大規模修繕による増	45,884
	うち人件費	21,313	20,693	20,778		20,849
	(人件費/事業費用)	(46.1%)	(46.5%)	(39.5%)		(45.4%)
事業外費用 (f)	-	-	-		-	
特別損失 (g)	-	-	-		-	
支出計 (h=e+f+g)	46,216	44,546	52,620		45,884	
収支差 (d-h)	301	1,058	-6,728		-1,573	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

令和5年度は、全国センターからの委託事業(景気動向調査等9事業)を継続受託し、3年毎の受講義務があるクリーニング研修受講者数が増加し299千円、経営支援緊急対策事業増額515千円等に伴い合計で4,936千円(4年度4,065千円)の収入となった。全事業の経費見直しを継続して行い、事業間で共通する旅費交通費や通信運搬費、需用費等の工夫・節減に努めた。

3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

指導センター他5生衛組合が入居する6階建の静岡生衛会館(1988年竣工)は、平成15年(2003年)に生衛組合の積立金で買取り改築工事を実施した後に指導センター管理運営しているが、35年を経過し建物全階で雨漏りがしたため修繕工事(6,418千円)を実施した。併せて20年を経過した建物附属設備の給排水ポンプユニットの取替工事を行い、これらの大規模修繕により一時的に赤字が発生した。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>公益法人の性格上、公益性が高い事業を優先して実施したことで過去の経常損益は毎年マイナスで推移してきたが、令和3年度、4年度は黒字に転じた。</p> <p>令和5年度は大規模修繕工事の実施等により一時的な赤字に転じたが、全国センターから受託事業や賛助会員の取込等に努め経常収入は増加した。収入の確保や各事業の経費節減等に継続的に努めることで再び黒字化に転じることは可能。</p> <p>ストックの状況は、資産が129,428千円に対し負債は4,498千円で、正味財産(124,930千円)に余裕があることから、経営の健全性は保たれていると判断する。</p>	○	<p>令和5年度は自社保有の建物施設の大規模修繕を行ったため一時的に赤字に陥ったが、賛助会員の募集や全国センター受託事業を積極的に取り入れていくことで、黒字化基調に転ずることは可能。</p> <p>よって、経営の改善に向けた活動は実施できていると判断する。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
財務内容の健全化	○ 「標準営業約款登録事業」の登録者の増加を図るため、公告等広報活動を実施している。(平成24年度～)	△ 「標準営業約款登録事業」の登録者は減少を続けているため、今後も継続的な広報活動が必要と考える。
財務内容の健全化	○ 生衛会館施設利用改善を図り、平成29年7月から入居者が1組合増加した。また、平成30年12月から美容組合の家賃を値上げした。	○ 平成29年7月の美容組合の入居に伴い空き部屋はなくなった。平成30年度に家賃の見直しを行い、収入が増加した。
財務内容の健全化	○ 賛助会員の募集を開始している。(令和2年度～)	○ 賛助会員の募集により410千円収入があった。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p><経営改善について></p> <p>①収益事業等会計の部分で黒字額が増加するように、全国センター委託事業や自主事業などの収益力を向上させる。</p> <p>②経常収益の黒字化が継続できるよう、全事業にわたり経費の見直し・削減、収入確保に取り組んでいく。</p> <p><今後の展望について></p> <p>ウィズコロナの時代となり、コロナ禍に苦しむ生衛業者の相談需要への対応、特に今後借入資金の返済が本格化してくる中で、生衛業者の経営相談に専門性をもって対応できる体制整備が必要である。</p>	<p>支出の削減や委託事業や自主事業での収入向上努力により黒字基調を継続できるよう、不断の経営改善に取り組むよう指導していく。</p> <p>生活衛生関係営業を取り巻く状況は変化し続けており、消費者の目はより厳しいものになっている。衛生水準の向上のため、引き続き行政や関係団体との連携において重要な役割を果たすことを期待する。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>①賛助会員を募集し、引き続き賛助会費からの収入確保に努める。</p> <p>②全国センター受託事業を積極的に受け入れて収入確保に努める。コロナ禍で経営に苦しむ生衛業者の相談に対応するため、引き続き中小企業診断士による無料相談会を実施する(経営支援緊急対策事業)。なお、相談者の利便性を向上するため、専門家を派遣する形で実施する。</p>	<p>事務経費の効率化を図るとともに、令和2年度から賛助会員を募って賛助会費収入を得るなど(4年度400千円、5年度410千円を確保)、赤字縮減に向けた新たな取組として認められる。</p> <p>令和5年度は全国センター受託事業を積極的に受入れる等で経常収入は前年度より増加した。</p> <p>引き続き、経営の見直し等の努力を継続するように求めている。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	R3	R4	R5	R6	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
常勤職員数	3	3	3	3	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
県支出額	34,534	35,154	34,781	35,515	
補助金	33,851	34,471	34,098	34,832	
委託金	683	683	683	683	
その他	-	-	-	-	
県からの借入金	-	-	-	-	
県が債務保証等を付した債務残高	-	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	公益財団法人として、国や静岡県等の指導により、定員管理に努めている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員は1名しかおらず、公募により、県OBが就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	職員に県からの派遣職員はいない。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	職員に県からの派遣職員はいない。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	補助事業は、生衛業者の経営の健全化及び衛生水準の維持・向上のためには必要不可欠である。法人の主たる自主財源は会費収入であるが、自主財源のみでは事業の効果的・継続的な実施は不可能である。 委託事業(営業指導員による巡回指導)は、保健所職員の監視指導業務のうちの権限の伴わない指導業務であり、効率的な衛生水準の維持に不可欠である。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	学識経験者等から構成される委員会を開催し、提案された意見や評価を基に、各種事業に反映。	<ul style="list-style-type: none"> ・景気動向等調査はインセンティブを考える必要がある。報告を受けた方も経営がずれているとか改革が遅れているとか具体的な説明があればよい。 ・経営特別相談員の研修は、衛経事務を工夫して説明してほしい。 ・生活衛生営業指導業務は自らが監視する良い制度。組合員はカバーされているのでしっかりとやってほしい。
利用者アンケート	○	-	経営セミナー、研修会等参加者を対象に実施し、随時セミナー等の内容に反映。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導センターの業務内容がよく理解できた。 ・消費者の安全安心を守っていることを知り嬉しく思う。消費者を守る司令塔として機能してほしい。 ・組合への加入勧誘が消費者の安全安心に繋がっていくと思う。 ・Sマークの意味を知ったので、利用の際には気をつけていきたい。 ・指導センターの説明でSマークを身近に感じたので活用したい。
利用者等意見交換会	○	○	消費者目線に立脚した営業に対応するため、消費者団体連盟との東・中・西での3回の意見交換会や勉強会を開催し、随時情報を発信。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な意見交換ができて有意義だった。 ・中小企業の後継者問題に公的に関わっている組織を知らなかったもので、会は参考になった。 ・昭和32年に成立した法律に基づき営業している業界を説明してもらい参考になった。 ・組合未加入の業者も多いと思うが、加入して切磋琢磨することが重要で、その意義を知ることができた。
その他 ()				

○:実施している／公表している -:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

毎年度開催する事業評価委員会において改善点等の指摘を受けた点については常に見直しを図り、平成25年度以降に消費者団体との勉強会の場を設けたり、消費者の意見を集約しホームページ上で情報発信している。
 生衛組合からの要望等を踏まえ、ITセミナーの受講内容等を毎年工夫することで参加者の利便性を高めている。